

第6回千曲市景観審議会  
議 事 録

平成29年3月22日

千曲市景観審議会

## 第6回千曲市景観審議会 議事録

### ◎課長

定刻を過ぎましたので始めさせていただきたいと思います。

本日、委員の皆様には大変お忙しいところ、定刻ご出席をいただき誠にありがとうございます。

ただいまから、第6回千曲市景観審議会を開催いたします。

それでは、はじめに、本審議会会長であります木村様より招集のあいさつを申し上げます。

### ◎会長

本日はお忙しい中、第6回の千曲市景観審議会にご参集いただきましてありがとうございます。今日はずいぶん、前回の審議会でも話題になりました、景観計画を改定ということが前回話題になりましたけども、その改正にあたって、改定にあたって、現在の景観計画の問題点ですとか、これからどういうふうにしていったらいいのか、ここでご審議いただいたこと等を踏まえながらですね、皆様のご意見をいただきたい、そしてそれを改定に活かしていきたい、そういうような主旨で開催をいたしました。ぜひ皆さん方、千曲市の景観、又は景観計画、様々な面からご意見をいただければありがたいと思います。

ぜひよろしく願いいたします。

### ◎課長

ありがとうございました。

続きまして、千曲市副市長山本高明よりあいさつを申し上げます。

### ◎副市長

私は副市長の山本高明と申します。市長が他の業務で出席できませんので、代わりにご挨拶申し上げたいと思います。

本日は、第6回千曲市景観審議会の開催にあたりまして、木村会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は景観計画の改定についての策定方針など、協議事項がたくさんあるというふうに承っております。ご協議いただく事項が多くあろうかと思っておりますけれども、千曲市の景観につきまして、ただいま会長が申し上げたように、様々な角度からご意見をいただき、それと同時にご指導をいただければ幸いに存じております。どうかよろしく願い申し上げます。

以上、大変簡単、蕪辞でございますけども、開会にあたりまして私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもよろしくお願ひいたします。

◎課長

ありがとうございました。

ここで、大変申し訳ありませんが、副市長は他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。ご了承頂ければと思います。

(副市長 退席)

大変申し訳ございませんけれども、ここから着座にて進行させていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

ここで、委員の出席状況をご報告申し上げます。

本日の欠席報告がございましたのは佐々木委員さんの1名でございます。田中委員、塚原委員につきましては、まだご連絡がございませんけれども、千曲市美しいまちづくり景観条例第33条第2項の規定によりまして、過半数の委員の方が出席されていますので、会議が成立したことをご報告申し上げます。(田中委員、塚原委員欠席)

さて、今回の景観審議会は、審議案件はございません。協議事項といたしまして「千曲市景観計画改定について」と「その他」で「景観審議会のあり方について」と追加になりました「会議録の確認について」「武井音兵衛委員の任期について」を協議していただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、資料の確認をお願いします。すでに送付してあると思いますけれども、資料No.1から資料No.3、それと写しと書いた審議会についてのお願いという紙がございますけれども、お持ちでない方がいらっしゃれば事務局に用意がございますのでお声掛けいただければと思います。

それでは、さっそく協議事項に入らせていただきますが、会議の議長につきましては、条例により会長があたることになっておりますので、進行を代わりたいと思います。それではお願ひをいたします。

◎会長

それでは始めたいと思います。協議事項の第1、千曲市景観計画改定についてであります。ご承知のように、千曲市の景観計画は平成20年8月に制定されました。そして、現在まで大幅な改定はございません。平成20年8月に制定されたときには、重点地区6か所ありまして、6か所は候補として挙げられました。第1回目の景観審議会において、景観計画の認定と、そしてその重点地区を第1号として娥捨に設定するということが決められ

ました。それ以降、今まで、大きな変更は全くありません。まあ、ですから、千曲市の景観の状況も色々問題を持っているところ、または変えなくてはならないと皆さん思っているところも色々あろうかと思しますので、そういうようなところも含めて、来年度以降、行われるであろう景観計画の策定に際して、審議会から色々な注文を、次の景観計画の策定に活かすような意見をいただきたい。それをまとめて、景観審議会からの意見というような形で、市長に申し上げたらどうかというふうに考えております。まあ、ですから、皆さんの活発なご意見をいただきたいと思えます。まず、事務局の方で色々資料を作っていましたので、まず、その説明からちょっと行きましょうか。まずですね、今もちょっとお話ししましたけども、千曲市の景観計画の変更を検討すべき事項、資料1がまずありますので、それを見ていただきますと、今私が述べましたことが書かれています。ちょっとだけざっと言ってくれる、資料の1を。

#### ◎事務局

すいません、最初にですね、資料1の差替えをお願いいたします。以前、お送りしたものとですね、今回机の上に配布してあるものの差替えです。訂正箇所はタイトルの「千曲市景観計画策定後の変更点」を「千曲市景観計画の変更を検討すべき事項」とします。

それで、資料1の説明ということなんですけども、5つ挙げさせていただいています。

まず、平成21年6月23日、姨捨地区を第1号の景観形成重点地区に指定とあるんですが、こちらにつきましては、第1回の景観審議会では原案通り可決ということで変更になっています。ただですね、景観計画の書面上には何も反映されてないということで、今後改定の際には盛り込みたいというふうに考えております。

2つ目なんですが、平成22年2月22日、名勝姨捨田毎の月が重要文化的景観に選定と、平成26年12月10日、稲荷山の字町屋敷を中心とする地域が国の重要伝統的建造物群保存地区に指定、それとですね、平成28年5月19日、千曲市歴史的風致維持向上計画が国に認定、こちらの3点につきましては、景観計画ができあがった後にですね、指定になったということで一応書かせていただきました。

それと最後の、平成28年12月1日、千曲市景観計画の届出対象行為に太陽光発電施設の建設等を追加、こちらにつきましては、前回の審議会では報告事項としてあげさせていただいております。こちらにつきましても、まだ書面的には反映されていないということで、次回の改定に盛り込んでいきたいと考えております。以上です。

#### ◎会長

はい、ありがとう。景観計画の改定にあたってですね、検討されなければならない事項というのは、今ざっとここでお話しいただきましたけども、候補地として6か所挙げられております。景観計画は、このような冊子でみなさんの手元にあろうかと思えますけども、これの中で、今ちょっと事務局でお話しされましたけども、第1号の姨捨はこれにす

でに反映されているんです。で、それ以降、他の5地区、稲荷山ですとか、杏の里ですとか、そういったところは全く候補地としてだけであって、何も検討もされてこなかった。ですからそういうようなところにおいて、今事務局で資料作ってくれましたように、平成26年の12月に国のですね、重要伝統的建造物群保存地区に稲荷山が指定されるとか、その下の歴史的風致維持向上計画が認定されるとか、そういうことがありましたんで、そういうことを踏まえながら景観計画に反映させていく、それを行わなければいけないと思うんですね。そういうようなこともありますし、例えば、景観計画を策定するときにあたって、じゃあ住民の合意をどのようにとって、景観形成の基準に反映させるのか、住民の合意のもとでどういうふうに、逆に言うならば、住民の合意に基づいてどのような形の景観形成基準にしていったらよいか、が非常に難しいところですけども、そういうこともきちんと決めていかないと、いい景観は中々出来上がってこない。住民と一緒にあって、住民の方々と一緒にあって作り上げていくことはできないのではないかな。そういうことも含めてどうしたらいいのか。

それとですね、一番大事なのは、景観形成基準、基準があります。例えば、この表にもありますけども、太陽光施設については県がですね、こういう工作物の中に太陽光発電施設のそれについて届出、景観計画に基づいて届出をしないといけないということで、こんなようなことが決められましたけども、県が言ったから千曲市が決めなければいけないという話ではない。なぜならば、千曲市は景観行政団体になっていますので、県のものよりも独自のものを作り上げることができるわけですね。まあ、そういうような観点から、じゃあ千曲市としてはこれでいいのかどうか、そういうような検討も必要になるかと思えます。ですから、景観形成基準の改定、現行計画のものではですね、非常に概括的であって数値も示されていない中で、判断が非常に難しいだろう。ですから、何回かのこの審議会の中でも、もうちょっと、どのようにチェックがされているのか、そういうようなこともわかるような形の基準にしなければまずいんじゃないかというようなことが話されたりしてますんで、そういうことも含めて、どんな風に考えたらいいのか、そんなような点があるかと思えます。で、今の景観形成基準っていうのは、千曲市の場合は、市全域を都市地域と、それから沿道地域と、田園地域と、山里高原地域という4つに分けながら、それに対応する形で、どういう基準を作ったらいいのか、どういうような色彩であつたらいいのか、道路からどのくらい後退させたらいいのか、そういうような基準を設けております。そういうようなことに対して、これからどういうふうに対応していったらいいのか、極めて概括的なものであるんで、文言だけで基準が規定されてますんで、それらをどういうふうにしたらいいのか、まあそういうことをですね、検討していかなければいけないのではないかな、そんなふうに思っています。で、事務局の方でも今、その検討が始まっているというふうに聞いていますんで、今回ですね、皆さん方にですね、各地の景観計画を事前配布させていただきました。この中で特に私が感じたのは、高山市の景観計画、資料の2-2というのがあります。高山市は平成18年に、この表紙だけを見ても分かりますように、

平成 18 年 12 月に制定されてから、平成 21 年、平成 25 年というふうに改定が行われています。で、今年も今、更に基準を強めるというような、そのような強化するために、基準改定が行われております。そういうふうに、この表紙だけ見ても、いろんなところでいろんなふうに行われ、そしてどんどん改定が行われている。まあ、そういう中、そういうことがありますんで、千曲市でもいろんな問題があるかと思えますんで、そういうようなことから、まず、どんなことでもいいので、景観計画そのものについてのご意見をいただく。

そしてもう一つは、私が前回、話題にさせていただきましたけれども、太陽光発電のパネルについて、特にそのようなものについてはそこら中でできています。全てがいけないわけではないですけども、例えば、重点地区、または重要文化的景観地区の田んぼの中にああいう施設がボンッとできてしまったらどうなるだろう、というようなことを考えると、景観にマッチしないのではないかと。私はそういうふうに思ったりしてますんで、じゃあどういうふうに対応したらいいのか、そんなことも考える必要があるのではないかと。で、各地の太陽光パネルの設置については、各市町村、大変苦労されているようで、例えば、50kw 以上の太陽光施設のパネルの設置については届出制にするとか、そういうガイドラインを作られた。特にそのガイドラインの中でも、上田市のガイドラインがですね、この中にも資料として、2-4として平成 29 年 2 月 16 日現在ですけども、ガイドラインの案が出てまして、上田市の例を挙げてあります。で、なぜ上田市の例を挙げたかと言いますと、上田市はパネルのワット数で規制するのではなく、レッドゾーン、イエローゾーンを設けて、レッドゾーンはこれはもう設置しないほうが良いような場所だ。で、イエローゾーンは慎重に決めるべきだ、まあそういうような地区区分を決めながら、やってはいけないところを設定している。まあ、これが非常にですね、今まで長野県内の中では最もわかりやすく、非常に規制する側からするといい規制なのかなと、私なんかは思っております。まあこういうこともありますんで、2つに分けながら、今日はですね、お話しをいただければありがたいと。まず、景観計画、そしてそれが終わったら太陽光発電のパネルについてご意見をいただきたい。そんなように思っております。委員長ばかりが喋って申し訳ないんですけど、こんなような具合でお話をいただきたいんですけど、みなさん目を通していただいたと思ってますんで、そんな中からなんかご意見等、千曲市の景観計画にあたってはどんなふうにしたらいいのか、そういうご意見がありましたら、ぜひいただきたいんですけど。どなたか口火を切っていただけると。

馬場さん、いかがですか。

#### ◎馬場委員

景観形成地区の姨捨地区の太陽光の場合、20 m<sup>2</sup>、約 6 坪。普通の民間の住宅でも屋根にかけようと思えばかけられる面積だね。それで、姨捨、現在、民間でそれだけの規模の太陽光やってないような気がするんだけど、そういったものは規制に入ってくるか。一般の

住宅で言うと屋根だけで6坪くらいあるからね。

◎会長

これは屋根については除外するとなっています。ただ、6坪ですから、パネルの数にするとベタッとやって12枚。まあ全部できないから10枚としても、2.5kwくらいはなるだろう。1枚250wくらいは発電しますんで、そうしますと10枚あれば2.5kw。そんなくらいなろうかと思えますね。ですから、それと比べながら、どのくらいあったらいいのかということを見ると、分かりやすいんではないかと思えます。

まあ、これは県がこのまえ、このような案を、県の景観計画の地区に対してはこういうような案でやるということをやりましたんで、それに準じて、当面、千曲市もまだ変更していないから、暫定的にやるという話なんですけど、本当はこの審議会にきちんとかけて、やるべき話なんだと思うんですね。まあ、前回、報告という形でしてますけど。

(高村委員 挙手)

はい、どうぞ。

◎高村委員

景観計画の千曲市のコンセプトというか、色や形だけではなくて、防災ですとか福祉ですとかユニバーサルデザインですとか音環境ですとか、あと信州大学さんの繊維学部で感性工学という学部ができたりして、これから何をやるにしても感性工学というか、人がどう感じるかは外せない項目になってくると思うんですけど、何かそういうテーマが伝わるような計画になっていくと、千曲市のオリジナルといえますか、景観をこれだけ幅広く捉えていますよというもので、ただ国交省が決めてる形や色だけじゃなくて、もっと市民生活に根付いた政策が作れていくんではないか、そういうのが望ましいんではないかと思えます。

それともう一つ、高山市さんとか重伝建を抱えているところは、まあ重伝建地区はきちんと調査をされて、こういうところが特性ですとか特徴ですというものがある程度見える形になっていまして、更にその上に色々変えていく場合も行政の中のチェックもありますし、文化庁のチェックも入ったりして、かなり厳しくチェックというか規制が働いているので安心なんですけど、そうでない地区をどうやって担保していくかということで、やっぱり基礎調査がないと、データがないと本当に周囲の景観にあっているか判断ができないのではないかと思うんですね。ただその場の雰囲気、問題ないかということで進んでいってしまうと根拠が曖昧になってしまいますんで、ある程度、例えば沿道地区とかおまかななくくりがあるんですけど、もうちょっと細かくゾーンに分けて、地域の特徴というものを、やっぱりある程度調査しないと、これはいくらその目でやってみても、土台が

しっかりしないとあやふやなものになってしまうのではないかと思いますので、ぜひ調査をお願いしたいと思います。まあ、その調査方法なんですけども、専門性のある方に客観的に見ていただくのがベストだと思うんですけど、今、人工知能とかITとか活用して画像分析する方法も出てきているようですので、そういった取り組みをされているところはまだ行政では少ないと思いますので、そういったところを率先して千曲市がチャレンジしていくと、これ、全国の行政、同じことで困っているんですね。根拠がどうしても曖昧になってしまっているところで、そういうところも千曲市でも率先して新しいことにチャレンジしていくことで、他の困っている行政にも喜ばれることだと思いますので、新たなチャレンジを他の行政団体と悩みながらも新たな挑戦はされているので、そういった挑戦をしていただきたいと思います。

#### ◎会長

ありがとうございます。

私も、ちょっと違う件で、岐阜県の恵那市というところで景観計画、特に中山間地域の景観計画を作ることをお手伝いしたことがあるんですけど、そこでもやっぱり、都市部の市街地の部分と、中山間の部分とでは、性格が全く違いますんで、じゃあそこでの景観はどうなんだ、どういうものを景観形成していったらいいのか、非常に難しゅうございましたですね。ですから、ここでも全く同じ大変さを持っていると思います。今、高村さんが仰ったように、いわゆる文化財として規定されているようなところ以外の、一般的な、例えば山間地域ですとか、中山間の地域のところではどうしたらいいのか、具体的な調査の数値ですとかそういうのもないわけですね。まあ、そういうのを踏まえながらきちんと見て行くというのは非常に重要なことだろうと思います。ただ、これは、都市計画課がですね、所管して全てできるわけではないんで、片っ方で、例えば農業農村政策審議会があります。農林課が所管していて、私はその審議会もやっているんですけど、そこでは、農業農村基本計画を作られて、農地の荒廃化ですとか、そういうようなデータをきちんと持たれて、ですからそういうようなものとジョイントさせながらやっついていかないと、ここだけで全てをやろうと思ってもできないのではないかなと思います。これはいろんな計画、全てそうです。文化財もそうだと思います。文化財で姨捨の地区をあげましたけども、姨捨の重要文化的景観と景観計画と全くジョイントしているわけですし、で、そのデータがあるがゆえに重点地区の第1号にも成りえたわけですね。まあ、ですから、文化財で持っている、又は農林課で持っている、都市計画課で持っている、それぞれのデータを持ち合わせながら、突き合わせながらきちんとデータベース化するとか、そういうのが必要なのかもしれないですね。必要なんだろうと思いますね。

あの、今の意見は、非常に、調査をして、地域の特徴を踏まえて、地域調査をしながら特徴付ける、これは非常に大事なことなんだろうと思いますね。



他にどなたかいらっしゃいますか。

(島田委員 挙手)

はい、どうぞ。

◎島田委員

島田と申しますけども、よろしくお願ひします。

第5回、ちょっと都合があつて欠席してしまつたんで、その間に色々お話しあつたことがですね、ちょっと分かつていないんで取り留めもない質問になるかもしれませんが、今まで、重点地域主体にですね、取り組んできたように思うんですね。重点地域については先程、高村さん仰つたように規制だとか色だとか色々そういうものがあるんだろうと思いますけども、私はこの高山市の景観計画を見させていただいて非常に感動したんですけど、ここはですね、重点地域だけではなくて、市全体に網羅して、例えば自然景観とか市街地景観、農山村景観、それと街道景観、河川景観とかですね、色々幅広く対象にしている、景観について議論しているようなんですね。それで一番最後の高山市の、一番最後のページ、45 ページですね、今後の進め方という中で、良いことか分かりませんが、4 番目にですね、市民、事業者による自主的な景観まちづくり推進への取り組みというのがありまして、その中に、住民主導による景観まちづくりをすすめている経緯もあり、行政が一方的に規制をかけるのは適当ではない、という文言もありますけども、そんな面ですね、千曲市の場合、決められた姨捨と稲荷山しか知らなかったんですが、6 か所あると聞いて、私不勉強でお恥ずかしいんですけども、そういうところだけに囚われないで、千曲市全体をですね、美しいまちに育てていくんだという、住民全体の意識を高めるような、そういうようなものが必要だと思うんで、高い位置、レベルで話すのもいいんかもしれないんですけど、住民サイドに立ってですね、景観ですとかそういうものを考えていくことがいいんじゃないかなと思うんですけど、これは私の個人的な意見ですので。

◎会長

ありがとうございます。

行政だけでいくら言つていても、これは全然よくなるわけでもありませんし、行政が支援する、住民を支援しなければいけませんけども、住民の方々自体が作り上げていかなければ景観はよくなるまいと思ひます。ですから、この千曲市の景観計画でも、一応は、先程も少し言ひましたけども、市の全域を対象にしなごらゾーニングはしているんですよ。で、その中で重点地区6地区を候補地として挙げてはいるんですけど、候補地として挙げてはいるにも関わらず、たった1つしか挙がっていないで、他は全然手を付けていないというのが現状なんで、そこいらも含めてなんとかしないといけないう思ひがあります。で、今、島田さんが仰つた、住民全体の意識を高める、住民が主体となつて景観を

認識していかないとよくなるわけですから、そのことは非常に重要なことだと思いますね。ありがとうございます。

千曲市の場合、この資料1にもありますように、姨捨があって、稲荷山があって、その次の風致向上計画も稲荷山を中心として行われているものです。全般に、いわゆる千曲川の左岸についてはこのようなことが行われていますけど、それじゃあそこだけでいいのかというところではないと思うんですね。やっぱ、6か所挙げたときも、それぞれの特色があって、その特色を生かしながら、早く景観重点地区にしていかなければいけないんじゃないかという意見もありました。で、ただそのためには、住民の合意をどうやって得たらいいのか、そこでの景観の特色は何か、そういうこともですね、きちんと調査なり検討しないといけないことなんだろうと思いますね。

あんまり委員長ばかりが喋っているのはあまり良くないんでね、いかがですかね。

ちょっと心配なのは、計画って計画書ができあがると、意外とそれで安心しちゃって、それであとは進んでいくもんだと思われがちなんですけど、決してそうではなくて、今回のこの千曲市の景観計画は、こう作りましたけど、いろんな候補ばかり挙げて、実際にやっていくのはこれからなんですよね。で、これからって言って9年間経っちゃってるんですね。ですから、例えば重伝建にかかったら、本来ならすぐさまそういうのに合わせながら、こっちにも反映させるとか、そういうことが必要なんだろうと思いますよね。で、これは多分、行政の内部で調整が必要なんだろうと思うんですけど、なかなかそれができてない、ここだけではないだろうと思いますけど、なかなかできない難しい点があるかと思います。ただ、それはやっていかないとまずいんじゃないかなと思います。

(越委員 挙手)

はい、どうぞ。

#### ◎越委員

先程、島田さん意見、大変いい意見だと思ったんですけど、昨年度、千曲市の総合計画が、今年ですね、策定されまして、その中でもタイトルが、ちょっと暗唱できないんですけど、「史都」っていう言葉がね、歴史のあるまちということで「史都」を前面に掲げて、それが決定されましたんで、そういう歴史と文化の名勝のあるまちにふさわしい景観というのをこれから作っていくんだなという総合計画になっていると思うんですが、まあ、そういったことを先生が仰ったように、今度計画を実施段階に移していくにあたってですね、例えば看板の色とか、自転車道の色とか、割と今まで場当たりの色も決まってきたんですけど、小布施あたりだと、セブンイレブンの看板も茶色だったりとか、その辺の規制と

というのは、どこまで景観計画でできるのかというのは、重点地区とか名勝とかに関しては強く言えるのかどうかとか、その辺はどうなんでしょう。

◎会長

これはあれだね、僕よりも事務局の方がいいね。事務局の方でなんか答えることができますか。

◎事務局

都市計画課計画係長の洞田です。

候補地に挙がっている、今の特に稲荷山の重伝建のところなんですけども、私どもの歴史的風致維持向上計画を策定して、一番の思いが稲荷山地区、重伝建のところですね、景観計画の重点地区にしていきたいなという思いがあって作っているんですね。ただ、やはり住んでいる人たちの権利がありますんで、合意形成は必要かなと。そのためには、先程島田さんが言われた通りですね、住民意識の向上がまず先かなと。そのために千曲市は、歴史的風致維持向上計画を作りましたよ、川東においては歴史まちづくりを導入して行くんですよ、そういうようなアピールをしながら、どんどんどんどん、ちょっと歴史的なまちづくりにしていくんだよ、というような認識を入れてもらって、ちょっとずつでも僕たちのまちはこういう歴史のあるまちづくりしていくんだねって分かってもらいながら、で、最終的には景観計画重点地区で、看板この色にしよう、高さこれくらいにしよう、とかそういう住民協定ができるようなところに持っていくのが願いなんですね。ただし今、これができるからって言って、すぐ網被せちゃうとどうしてもショックで、どうせうちだけこんなふうになるんだと、そういうふうになるんで、少し時間をかけながら、分かってもらいながら進めていくのがベターかなと。そのためにも景観計画で、もうちょっと具体的な中身にして、こういうようなことをしていこうということを描いて、それで住民の皆さんに知ってもらって、僕たちのまちはこういうまちだからこうにやっていくんだね、っていうふうに分かてもらいたい、それを島田さんが先程言ったような、住民意識の向上を図って、それでかけていきたい、そういうふうに思います。ですんで、重点候補に挙がっている、例えば稲荷山地区でありましたら、そこで住民協定ができれば、色の指定、高さの指定、というのができると思います。ただし、今の段階では地元に言っても、なんでこんなことやらないといけないのってなっちゃうんで、まず、島田さんが仰ったように、住民意識の向上が先かなと。それで、住民協定を結びながら、高さとか色とかいろんなものを住民協定で決めて、この中に盛り込んでいくというのはできると思います。以上です。

◎会長

ありがとうございます。

中々ですね、今、係長が言ったような話で進められたらいいなと思います。ただ、中々

進められないのも現実で、例えば、重伝建の話にしても、重伝建のほうには保存審議会というのがありますけども、保存審議会をホームページで見ると、あれは平成 26 年から全然議事録作られていないんで、たぶんそれ以降やられていないんだと思います。それは、保存計画が出来上がったからそれで終わりってなっちゃってる。それは、姨捨の重要文化的景観保存計画でも同じでして、それが出来上がっちゃうとそれで終わりなんですよね。ですから、例えば景観計画の側から、もうちょっと葉っぱかけるとか、そういうことも必要なんだろうと思うんですよね。まあ、どちらがどうだという話ではありませんけども、両者がそういうような部分で、きちんと結び合わない限り、重伝建で何かをやろうとする、又は重要文化的景観で何かをしたいと思っても、中々出てこないんじゃないかなと。やっぱり行政がもっと調整能力を持っていく、そして、例えばどこでもいいですから、こちら側へも葉っぱをかけるようなことも必要になってくるんじゃないかなと、そんな気がしますね。

(事務局 挙手)

はい、どうぞ。

#### ◎事務局

はい。会長の仰るとおりでございましてですね、市の中の調整もあるんですが、例えば、景観計画の関係で姨捨になっているんですが、稲荷山でやりたいとなれば、重伝建をかけた文化財センターの方と調整を図るとしても、まだ、重伝建地区として私のうちをそれ仲間に入ります、っていう人に同意をもらうんですけど、同意をもらえないお方も何人かいらっしゃって、全てが同じ方向を向いているということではないんです。そういったときに、文化財の方ではまだ待ってくんないかというような調整がうまくいかない、いわゆる先程島田さんが仰った、地元の住民の意識の向上がまだ統一されていないところがございまして、中々うまくいかないというのが事実でございまして。以上です。

#### ◎会長

先程、越さんが言われた色だとか、そういうものまで規制できるのか、例えば、かなり細かいところまでできるのか、というのは、例えば、高山市の景観計画なんか見ると、見直し案、まあこれには載ってないですけど、現在掛けられている見直し案なんかを見ると、アイスクリームのコーンの色だとか、電光掲示板の色ですとか、そういうかなり細かいところまで見直し案の中には入れ込まれてますね。ですから、出来なわけではない。先程言ったように、合意がどこまで得られるのか、そういうような部分で、かなりの部分までできるんじゃないかと思います。合意さえできれば、かなり進められるのではないかと思います。

(高村委員 挙手)

はい。

◎高村委員

やっぱりそこで、色と形だけっていうのが弱いんだと思うんですよね。それだとただ合わせるだけでお遊びに見えてしまうので、そこでやっぱり、景観の中に、防災とか、ユニバーサルデザイン、福祉とか、もうちょっと身近な自分に関わりがあることっていうのをテーマに入れていかないと、自分には関係ないや、ということになってしまうので、その辺がやっぱり壁だと思うので、その辺のアプローチの仕方を考えられた方がいいんじゃないかと思うんですけど。

◎会長

自分が乗れるような形にしていかないと、いつまで経っても意識が高まりませんよってことだよ。

それにはすごい工夫が必要だと思いますよ。

◎島田委員

それともう一つ。

◎会長

はい。

◎島田委員

この前、安藤さんが企画したというか、白鳥園です、花と緑の仲間づくりというのがありまして、その会に、稲荷山地区の団体の方が大勢見えてまして、これはすごいことだなと。1つは稲荷山公園のこの団体が見えてまして、もう1つは杏泉閣の近くの公園で花づくりなんかをしている団体に来てまして、そういうような自分たちの町をきれいにしていくんだというような雰囲気がどんどん出てくるとね、高村さんが仰ったことと相マッチして、相乗効果で町全体をっていうようなことに理解が深まってくるかなって思うんです。そういうようなことはこの審議会とは別かはわかんないけど、千曲市としてもそういうような市民がね、環境だとか自分たちの町に誇りを持つんだとか、そういうようなことに結びつくようなね、活動や運動を取り組んでいくことも必要かなと思うんだよね。よろしくをお願いします。

◎会長

そうですね。いろんな団体がいろんな活動をされているわけですから、そういうものからだんだん積み上げていく。高村さんの言われたようなものも、例えば、ある部分でいろんな団体がやられているんでしょう。

(高村委員 頷く)

ね。やられているようなものも含めながら、そういうところのジョイントも必要なんじゃない。なんて言いますか、結びつけることも必要なんじゃないかな。そういうことで意識を高める、そういうことを住民サイドから意識を高めることができればいいなと思うんですよね。

今日、いっぺんに全て景観計画の策定、改定にあたっての方向付けをできるわけではありませんけども、例えば、審議会でこういうことを話し合うことも、今まではなかったんで、こういう審議会自体が、景観計画はどうあるべきか、どうあったらいいよ、と考える、そういうことは、やっぱ市全体の景観に一步近づく、住民の方々と一緒になって近づくことの第一歩でもあろうかと思うんですよね。ですから、今日これで全て1回で終わりということではありませんけども、いろんな機会の中で、こういうような審議会の中でも、皆さん方のご意見をいろんな形で出していただいて、それを次の計画ですとか、随時行われていくであろう計画の改定にですね、繋げていく、まあこれがすごい重要ではないかなと、そんなふうに思うんですけどね。

じゃあ次の太陽光発電の話はいかがでしょう。

先程の資料の1にも載っています。これは届出行為が20㎡、特に今回、千曲市の場合は、太陽光発電の施設について、姨捨ですけども、今、姨捨重点地区では、築造面積20㎡を超えるもの、その他では1,000㎡を超えるものについては届出が必要だと、こういう届出事項になっています。問題は届出をして、じゃあそれはいいのかどうかの判断をどういう形でやるのかということが非常に分かりにくい。または、なんかそういうモデルかなんかを作り上げてやるとわかりやすいんじゃないか、まあそういう意見も前にもあったかと思うんですけど。例えば、こういうようなものが出てきた場合、どういうふうに判断したらいいんですかね。例えば、事務局としては、こういうような20㎡を超えるようなものが出てきたとなったら、どういうふうに判断されるんですか。

◎事務局

重点地区の姨捨においてですかね。姨捨でしたら、できませんと言うだけです。

◎会長

それは文化財の指定になっていて、計画の中では、農地以外は使うことはできませんと拒否できるということですよね。

でも、その他の地区においては、農地においても、1,000 m<sup>2</sup>を超えるものがいっぱい出てくる可能性がありますよね。で、こういう場合、景観側からはどういうふうに判断したらいいんですか。

◎事務局

今のところですね、千曲市、先程会長も言いましたように、県のほうが進めていまして、千曲市の方ではまだなかったんで、県の要綱を引用させてもらって、暫定的でございしますが、この12月1日に県と同じようにさせていただきました。今後ですね、前の審議会でも先生が言っていましたように、今度は要領で決めてはどうかというようなご意見ございました。千曲市においてもですね、景観計画の変更に併せてですね、太陽光発電の部分の届出について検討していきたいと考えております。そのためにも本日、ご意見をですね、出していただきたいなとふうに考えております。

◎高村委員

あの、これ今まで、何かクレームとか、これは何課が対応だったんですか。この太陽光関係。

◎事務局

今まではございませんでした。

◎会長

これ、あの、私からお願いしたんですけど、今、私が住んでる、伊那に住んでますけど、トラブルになったり、裁判沙汰になったこともあるんですよ。景観ということで。そういうこともあったり、または、中央道ずっと東京に向かっていきますと、北杜市の周辺は、ものすごい数の太陽光パネルがそこら中に並んでいますよね。で、そういうふうにならないようにするためにはどうしたらいいのか。あれを見て何とも思わない人はいなんじゃないかなと。ああ、おかしいなと思う方が多いんじゃないかなと思うんですね。そういうことで、じゃあどうしたらいいのか。

◎高村委員

逆に今まで、補助金出して推進しようとしていたのは何課でしたっけ。

◎事務局

環境課です。

◎高村委員

ああ、環境課。そのところではアクセル踏んでたわけですよ。

◎事務局

そうですね、環境課の方ですね、いわゆるエネルギーの関係でですね、補助金を出していたという経過がございまして、それから逆に、太陽光の光で光害があったときには、環境部門で苦情を受け付けていたというような経過がございまして。ただ 1,000 m<sup>2</sup>以上になりますと、届出が必要になってきますので、宅地開発要綱によって宅開というような会議がございましてですね、この開発でいいかどうか、太陽光発電でいいかどうか審査される、そういうような機関もございまして。

◎高村委員

正直申し上げまして、景観の届出の対応とか見ますと、たぶん、届出出されると、あまり強い指導ができないんじゃないかなと思うんですよ。ですので、内規というか、ある程度役所の対応が、自分たちの内規が固まるまでは、かなり厳しい茅野市さん、結構厳しめの内容にして、徐々に緩めていくといいますか、そういうのが望ましいかなと思うんですけど。

◎会長

あの、今回、事務局で準備していただいたのは、ここにも添付書類にもありますように、県の資料ですとか、県の資料の後半の部分で、各市町村がどのような形で規制なりガイドラインなりを設けているのか、そういうのを示しているんで、そういうのを参考にしながら、じゃあ千曲市だったら具体的にどうしたらいいのかっていうのを考えてもらう。そういうことを踏まえながら景観計画に反映させていく、そういうことにしたらいいかなというふうに私は思いますけど。そん中で特に重要なのは、上田市がやっているような、ゾーニングをして、地区区分を設定しながら、やってはいけないところ、慎重にすべきところ、ということを示しているという点では、上田市の例が非常に有効ではないかと思えますね。

藤居先生、どうですか。

◎藤居委員

参考までに。設置面積 1,000 m<sup>2</sup>以上というのは、これは地上設置型の太陽光ですね。

で、実は私、昨年度、いくつかの市の施設を調べたんですが、さっきからお話が出ている上田市を参考に調べた結果を申しますと、上田市で設置面積がおおよそ 500 m<sup>2</sup>以上の地上



設置型の施設が、これは実は市に問い合わせたんですが、全然把握されていないということでした、昨年度。ですので、現地と、それからグーグルアースとかで調べた結果、76箇所の施設が見つかったというのがありました。で、そのほとんど、半数以上が農地山林という土地利用の中にあるということでした。まあ、上田市の場合は、日照時間が長いので特に多いのかなと。で、塩尻も調べたんですが、塩尻はそれほど多くなかったですね。上田に比べるとかなり少なかった。

まあ、そういうこともあって、行政自体が500㎡以上ということなんですが、把握してなくて、何か所ありますかと、市はデータを持っていますかとお聞きしたんですけど、ほとんどデータがないということでしたので、そういうところもあって、今回ガイドラインの話になったのかなという気はするんですけど。

それから、面積要件が、長野県の場合は環境アセスメントの条例にも入りましたし、景観条例の中にも入ったということで、かつ面積要件が入ったということになったんですけど、もしもこれが届出制度になったとしたときには、最終的にはある程度の線引きの面積要件を入れて、あとは個別の、なんていうんですかね、判断が求められるのではないかなという気はするんですけど、それ以上のことは中々、個々の問題になるかなと、難しいかなという気がします。

#### ◎会長

あつ、ありがとうございます。

まあ、現実に、藤居先生話してくれたように、把握されていない、中々実態が分かっていないところでどんどんどんどん広がっちゃてる。中には、私の調べたところでは、投資でやられている、持ち主と使用者がバラバラとか、というのもあって、そうなってくると後々どうなるんだろうとか、そういうようなことも危惧されます。で、一応、上田市のガイドラインを見ていると、その最後の部分まで、廃棄の部分までガイドラインに含めているところが上田市の特徴ではないかなと。まあ、ゾーニングをやって、さっき言ったレッドゾーンとイエローゾーンがあって、それから廃棄まで考えようとしているというのが、この上田市の特徴ではないか、そんなふうに思います。

あの、僕らの仲間でもよく話が出るんですけど、これ20年経ったらどうなるんだろう、ゴミの山になるのではないか、そういうような不安を口にする人も多くいます。ですから、やれやれでどんどん、エコだエコだというふうにしてやられていますけど、本当にそうなのかどうか。そういうところまできちんと考えると、ちょっとわからないのではないかなと私は思っています。

#### ◎馬場委員

太陽光発電については、非常に最近厳しくなっていて、一番の規制がかかっちゃうと、売電という形になると、中部電力が買わなくなってしまう。例えば、今まではね、最

近は囲いをしないとイケない、最近は何もやっただけで、過去にはそういった規制がなく、設置だけして、でも今は安全性とか様々なあれがあってですね、まあ、動物が入らないようにとか、事故を防ぐためにうんぬんと、理由は様々なんですけども、売電という形になった場合、中部電力がそういったしっかりとした安全対策、あるいは様々なあれをやらないと買わないっていう規制に、厳しくなっていると聞いてますよね。だから、無秩序に、景観という意味では別かもしれないんですけど、経済的な感覚から言えば、かなり厳しく規制がされてきているということはなっていると思います。だもんで、無秩序に、これからどンドンどンドンという形ではなくて、様々な面から規制がかかってくると思いますけどね。

(久保委員 挙手)

◎会長

はい、どうぞ。

◎久保委員

すいません、事務局にお聞きしたいんですけどね、姨捨地区の重点地域かわかんないんですけど、駅から降りてきて、踏切渡ってすぐの左手にね、太陽光発電のパネルがいっぱい並んでいますよね。規模が小さいのか、それともあそこは重点地域から外れているのかどうか。やっぱり向こうから見るとね、すごく目障りですね。

◎会長

踏切渡って下りてったところですよ。

◎久保委員

そうです。あそこが姨捨の重点地域から外れているのかどうか。例えば、県道挟んでこっち側だけとか、あそこは県道挟んで左側ですからね。

◎会長

あそこは外れてます。外れてますっていうか、重点地区は重要文化的景観地区に入っているんで、それ以外のところ集落の部分は外れているんですよ。ただ、あれがいいのかどうかというのは、この話が、20㎡とかいう問題が出る前にすでに作られていますんで、ああいうのを見ながら、あそこにどンドン広がったら困るな、っていう話もありまして、まあ今回出したのもそれも一つなんです。

◎久保委員

集落というよりは、農耕地です。

◎会長

そうです、農耕地です。こっち側の外れた部分、集落から外れた部分。

◎久保委員

踏切渡ってすぐのところですからね。

◎会長

あそこは欠けてたと思います。

◎久保委員

ありがとうございます。すいません。

でもおかしいですよ。重点地域と隣り合わせですからね。あれが目に入っちゃいますもんね。そういうところから言ったら、これは非常に難しいですね。

◎会長

ええ。ですから、例えば、なるべくその周辺地域はどこまで、慎重にやってほしいよとかという合意が得られないとなかなか難しいですね。

◎久保委員

地域住民から、こういうふうにしてほしいとか景観を特に守っていきたいとか挙がってこなかったらだめですね。

稲荷山についてもそうだと思うんですが、不都合のうちも出てくると思うんですよ、規制されるから。その話し合いをよくしてね、地元から盛り上がらないと、上から話が出たってだめだと思うんですよ。

◎会長

重要文化的景観のときも、全く同じ問題が出ました。ですから、集落の部分は全部規制から外したんですね。で、なおかつ、農地の内部について、農業を推進する上では、農地にもっと道路があったほうがいいのか、そういうことになりますんで、また区画をもっと大きくしてほしいとかという声もあります。ある部分までは許容しましょう。で、農業が出来なくなってしまって荒地になったら困るということで、そういう部分の折り合いがつく部分で許容しましょうと、そういうような感じにしましたですね。だめだよって昔のまんまっていうふうになったら、到底保全はできなくなってしまいますんで、どのあたりで許容できるのか折り合いがつくのかっていうのが一番大事だと思うんですよ。

さて、今まで色々ご意見いただきましたので、そういうのをまとめながら、景観計画そのものについてはもう一度、さらに色々な機会を通じて、改定に向けてご意見をいただきたいと思います。まあ、今回いただいたご意見は、またまとめさせていただいて、皆さん方に返す機会があろうかと思えますので、それは会長の私と事務局と相談してこの処理をさせていただきたいと思えますけど、それでよろしいですか。

では、一つよろしくをお願いします。

じゃあ、一番目の千曲市景観計画の改定については、これで済にして、次に進みたいと思います。

次は、その他の事項で、景観審議会のあり方について、ということですが、現在、景観計画はどういう形で進められているのかということ、まず事務局の方から説明いただけますか。それを踏まえて、これからどうしたらいいのか、そんなような話をしたいらどうかと思えます。お願いします。

#### ◎事務局

それでは、協議事項（２）その他 景観審議会のあり方についてであります。

資料３をご覧ください。本審議会で何度かお話しさせていただいておりますが、①千曲市美しいまちづくり景観条例の第５章 千曲市景観審議会 第２９条（任務）で、「審議会は、景観計画その他景観に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議をするものとする。」となっています。

②景観計画その他の景観に関する事項は、景観計画の策定、変更に伴う事項。景観重要建造物や景観重要樹木の指定に伴う事項。裏面の別図１をご覧ください。届出対象物件が景観形成基準に不適合の場合、市長が「勧告・命令」の手続きを行う際、景観審議会の意見を聞かなければならないとなっています。

審議会は以上のことを議題とし審議します。

景観計画の改定にあたっては、市長からの諮問を受けてからとなります。

再度ではありますが、委員の皆様におかれましてはご承知おきいただきますようお願いいたします。

審議会での議題がない場合は、今回のように協議事項として皆さんに協議していただくことと、報告事項として皆さんに報告させていただくこととして開催したいと考えています。以上です。

#### ◎会長

と言うのが、今の審議会の議事を決める、議事事項にするのか報告事項にするのか、ということなんです。この審議会自体は、議題としてあがるのが、市長から諮問を受けたと

き、また逆に言うと、市長はここに挙げたような景観計画、その他景観に関する事項について、変更したりしようとする場合は審議会にかけなければいけないということになっています。まあ、そういう形で現在の審議会はあるわけです。今回一番目でやりました景観計画の改定について、協議事項になってますけど、これは市長から諮問されたわけではない。ですけども、こういうことをやっておかないと、審議会からも意見を出しておかないと、反映されないのではないかと、そういうことで話題にしたんですけど、例えば、現在の、今事務局で説明いただいたこういう形の、常に市長の諮問に応じて調査、審議する、これだけでいいんでしょうか。そういう気もしています。例えば、独自に、審議会は、千曲市の景観計画をよくするために申し上げてもいいのではないかと。審議会から申し上げてもいいのではないかと。そういうようなこともあってもいいのではないかと考えているんですね。そしてですね、一番最後で、議題が無いときは協議事項になるんですけど、じゃあこれは、協議事項は、協議した後はどう処理したらいいのか、せつかくこういうふうに協議して、良くしたいと思っているのであれば、きちんと市長に伝えられるような仕組みもあってもいいのではないかと、そんなようなことを私は考えましたので、皆さんにそういう点でご意見いただければと思うんですけど。いかがでしょうか。

それともう一つ、審議会の在り方の中で、高村さんから意見をいただきました。今日、千曲市景観審議会についてのお願いということで、6項目に渡って、審議会で感じたことや要望を挙げていただきました。今のことは、審議会の在り方の中にもちょっと関連することもあると思いますので、ここの中で取り上げさせてもらいます。審議会で何を取り上げなければならないのか、どういう取り上げ方をしたらいいのかということに、高村さんのお願いというのは関わっていると思うんですね。ちょっとだけこれ説明してくれますか。

#### ◎高村委員

この前の審議会は、ちょっと疑問を持たれている議員さんも多いのかなと思ひまして、感じたことを書き上げさせていただいたんですけど、今日は、これで任期が7月までなので、最後かもしれないので、ちょっと改善案を、事前に配っていなかったもので申し訳なかったんですけど、口頭でも同じなので。

(資料配布)

2枚目は配っていただいたものと同じものでございます。端的に申し上げまして、先程から言われてましたように、計画だけで届出にどのように引用されているのか、形骸化しているのではないかと懸念を感じてまして、こういうふうに市長からもらったときにしかできないというのは条例ですよ。条例を変えていただきましょうということで、定期的な開催ができるように条例を改正していただいて、議題を事前に委員からも発議できるようにしていただいて、審議会で話された事案が具体的に検討されて、まあ今日

も色々な意見が出たんですけど、昔の議事録を読み返してみたんですが、景観賞はどうですかとか、自転車道の色とか、この前の届出のチェックリストを作りますとか、新庁舎の天空率など、その場では検討しますで済んでしまって、それでもう一年後っていうふうになっているので、その場その場で決を取るとかして、総意といいますか、決にした結果ですみたいな形にさせていただきたいなと思います。で、届出を公開して、閲覧できるようにしていただきたいんですけど、具体的にどのようにチェックされているのかと思ひまして、届出見せ下さいって言ったんですけど、それは拒否されまして、情報公開をお願いしている最中でして、これ、建築確認申請の計画概要は閲覧可能になっているんですね。なので、せめてこれは情報公開というか、閲覧できるようにしても問題ないと思うんですよ。逆に市民が、本当にいいのかと思った時に、情報公開できないっていうのはおかしいような気がするので、最低限お願いしてもいいのかなと思います。

次に、市民から意見があった場合、今のこのフローですと、どこも対応するところがありませんで、ただ役所の中で基準通りですとか、その場で答えられて終わってしまう、そういう意見が審議会にあがってこないというのはもったいないなと思います。

次に、景観条例届出に対するチェック機能を、やっぱり外部の目が入らないとどうしてもあやふやになってしまうのではないかなと思ひまして、せつかく建築士会さんとか地元協会さんとかプロの方がいらっしゃるの、そういう方に一緒にチェックしてもらい、そういう行政団体もありますので、そういうことも検討されたらいいかと思ひます。条例でも着工の30日前とかですと、具体的に設計変更とか無理な場合が多いので、具体的な対応ができるように条例内容も変えていかれたらよろしいと思ひます。

次のデータベースは先程も言いましたけど、条例でも専門部会の設置は書かれていますので、幅広い分野の専門の方に入ってもらった方が、幅広い景観行政といいますか、できると思ひまして、私も他の審議会だったらこれで流すんですけど、先程も言いましたように景観というのは幅広いいろんな分野を網羅できるのが景観審議会だと思いますので、これは他の審議会の中では非常に貴重な審議会だと思いますので、できるだけ横断的に捉えられる審議会になってほしいなと思ひます。例えば、松本市さんですと、そういったデータベースですとか、建築評価会みたいなのを審議会の中に置いて、どのようにチェックしているかというのを積み重ねていかれていらっしゃるの、そういう先進事例を参考に、内容のある審議会になってほしいと思ひます。

#### ◎会長

はい。ありがとうございます。いただいた意見、同感する部分もありますし、少し難しい、すぐには難しいかなと思ひ部分もありますし、皆さん方色々お感じになられたことであろうかと思ひます。で、先程僕が申し上げたような審議会の在り方、このことは高村さんここを出してくれたのは、審議会の在り方、まあ条例に決まっていることだけでいいのかという問題提起と同じことなので、そういうことも含めながらみなさんの意見、いか

がでしょうか。

まあ、一つは、事務局は、今条例があって、その条例に基づいてやるしかないんで、そういう形で議題も設定するし、報告もする。まあ、だからそれに乗らない部分については協議事項という形でやらざるを得ないんだという形で、今回はこういう形にしているんですけど、もうちょっと、例えば、独自に審議会自体が市長の諮問だけに応えるという形ではなくして、千曲市の景観の重要な事項に関して、市長に対して述べることができるとか、そういう按分になっているのなら、そういう条例の中の、あそこ 29 条でしたっけ、その第 1 項は、今のおっしゃったとおりですけど、2 項に今言った形でつけてあれば、審議会から市長に物申すこともできる。で、それは議題としてきちんと議論した上で市長に物申すことができる、そういうことになろうかと思えます。そうすると、色々な部分で、審議会でも何をやったらいいのかということ、高村さんが出されたようなことをそれぞれの人が出しながら、審議会でも議論することが可能になるんだと思うんですよね。そういうことをまず、一個一個積み上げをやっていったらどうかなというのが、審議会の在り方についてという、私からの提案はそれなんですけどね。

(島田委員 挙手)

はい、どうぞ。

#### ◎島田委員

これ、審議会というのはね、なんか堅いなって思うんですよね。先程会長さんがおっしゃられたように、私は公募で立候補したわけですけど、それは自分たちの考えが行政に反映できるのかなという期待感もあってですね、なったわけではありますが、なんかこれ、形式的な感じで終わっていて、なんかあまりつままないなど、そう言ったら失礼かもしれないんですけど、そんな感じを思ってたんでね、これからは、会長が仰られるようなそういう提言もしていくという部分もね、入れていければ、なお中身が濃いものにできるような気もするんですけど。

#### ◎会長

そうなってほしいと言いますか、そうなってほしいんですよね。まず、ですからそういうことから一個一個変えていくことを通じて、現在でも、専門部会作るとは可能なんですけど、ただ本当にここで専門部会を作って何をやるのっていう話なんですよね。ですから、まず基になっている審議会の性格をきっちり、僕ら自身がどういうふうな審議会やっていったらいいのかということ踏まえた上で、じゃあ何が必要なんだ、になっていくんだと思うんです。最初から専門部会作りましょう、ではないだろうと思えますし、作らなければならない部分も出てくると思えますし、そうしたら作らなければならないけれど

も、それじゃあ審議会からそういう専門部会に対してどういうふうをお願いするのか、そういうことも含めて、審議会の在り方自体を考えていく必要がある、僕自身考えないといけないのかなと思うんですよね。

いかがですかね。

(越委員 挙手)

はい、どうぞ。

#### ◎越委員

私、いくつか審議会に参加してまして、長野市なんかは、緑の専門家としての立場で参加しているんですけど、まあ審議会と言えばこういう形が多いんですが、そういう中でもここ数年、景観審議会をやらせていただいて、2年間くらい全く無かったりだとか、開催自体が無いとか、ちょっと事実上機能していないというのが、いろんな他の行政と比べてもですね、まあお忙しかったと思うんですけど感じます。その間、やることがなかったのかというと、今、先生が問題指摘しているように、非常に大きな認定が、ここ数年されたにも関わらず、そういった景観計画の改定の動きもなかったっていうのは、やっぱり問題だと思いますし、そういったことをこちらから提案することができるというのは、市にとってもとてもいいことだと思いますし、そういったことっていうのは、やれるように、条例改正を視野に含めてもいいじゃないでしょうか。

#### ◎会長

はい、ありがとうございます。

まあ、今まとめてくれたようなものですから、越さんが言われた話を基にしながら、まあ、条例の改正っていうのはここだけでやれって言ってパッとできるわけじゃないですけど、そんなようなことで、今言ったようなことも含めて、条例改正をお願いするような方向で、事務局でまず原案を作ってもらえませんか。課長さん、どうですか。

#### ◎事務局

はい、そうですね。あくまでこれは、規制する審議会ではありませんので、警察ではありませんからね、いろんな利害も出てくると思います。この色にしたいんだけど、景観審議会で拒否された、ということにも繋がりがねませんので、そこまではちょっとあれだとは思いますが、ある程度皆さん方の意見が反映できるようなところで、我々の方でもちょっと考えてみたいと思います。で、先程、若干基に戻りますけど、姨捨の景観のごとでございまして、あそこエリアも外れております。それと、あれはですね、時期的にかなり前から、この景観条例が出る前からあるところなので、中々難しいかなというところと、



稲荷山地区につきましては、元々、歴みちという事業がございました。その前、コミュニティゾーン形成事業という事業もありまして、各それぞれの時に景観の在り方について、地元と協議をさせていただいております。で、その中で、今までできなかったというのは、実状でございます。その当時、色まで細かく言っているわけではなくて、けばけばしい色はやめましょうね、ってというような話の中でお持ちはしているんですが、その程度でも受け入れていただくことが難しかったというのが、今、文化財センターのところでも、本当に10年15年以上前から進めてはいるんですが、中々地元の人に受け入れていただけないという事実もございます。まあ、それはちょっと前置きではございますけども、先程、みなさんからの意見出ました中で、我々の方でも、条例的な部分、審査会もございますのでね、その中で審査会に諮りながら、どんな案があるのかということをご提示していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

◎会長

それじゃあ、在り方についてはそんなことで、まず第一歩、そんなお答えいただいたようなことで進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それじゃあ、次に行きます。会議録の確認についてです。これは事務局から説明お願ひします。

◎事務局

現在、議事案件がある場合は審議会の冒頭で会議録署名委員の指名を行っていますが、協議事項や報告事項のみの場合は行っておりません。

会議録は職員が録音データから文章に起こしています。再三の注意を払い、内容に間違いのないように進めていますが、協議事項や報告事項のみの場合は委員のどなたにもご確認はいただいております。

事務局案としましては、会議録署名委員の指名を行っていない協議事項や報告事項のみの場合は、会長にご確認いただき会議録を仕上げたいと考えていますがいかがでしょうか。

◎会長

事務局の案はそういうことです。今まで委員の確認を取ってませんので、それはどっかでチェックをしないとまずいんじゃないかなというのが私の思いでした。で、今事務局から、会長が、まあ議事の部分は別として、報告事項、協議事項については会長が確認するという提案なんですけど、そういうことでよろしいでしょうかね。

(異議なしの声)

私としては、任期中は引き受けますんで。よろしくお願ひします。

じゃあ、会議録についてはそのように取り扱いたいと思います。よろしくお願いします。  
それからもう一つ、よろしくお願いします。武井さんの任期についてです。

◎事務局

現委員である武井音兵衛さんですが、所属しています「千曲市観光協会」が3月31日をもって解散となります。

このことから、武井委員さんにおかれましてはこれまでの団体の会長としての景観に関する知識やお考えをお持ちでいらっしゃるの、残りの任期を「元千曲市観光協会会長」としてぜひ継続していただきたいと考えていますがいかがでしょうか。

◎会長

はい、諮られてしまいましたけども、私も全く同感ですので、私の方からお諮りしますが、残りの任期は引き続きお願いしたいと思っているんですけど、よろしいですね。

(異議なしの声)

じゃあ一つ、よろしくお願いします。

ということで、一応、二件の協議事項についてはそんなことですが、その他、協議事項、言っておきたいこと、あまり長いことじゃなくて短く。

◎高村委員

次は任期中にあるんでしょうか。なければこれが最後の。

◎事務局

会長と相談しながら、改正の関係もあるので、調整しながら考えていきたいと思いますが。会長、そんな感じでよろしいですかね。

◎会長

私は、結構です、はい。  
よろしいでしょうか。

今回は頑張って2回、今までなかったんですね。この間11月とこの3月っていうのは、任期中に2回やるっているのはちょっと珍しかった。これでやっと6回ですからね。平成20年から始まってですから。

◎事務局

私（洞田）が来て4回やっています。

◎会長

2年間、委員会も全くなしというのが2年あったんですね。

◎事務局

私（洞田）が来て、任期が切れるからなんとかしないといけないって言って、講堂でやらせていただいたのが、何回目だったかな。

◎会長

3回目ですね。

◎事務局

それから、まあやることなく、報告事項という形で、やっと6回目ということですね。

◎高村委員

ちょっと流れて、教えていただきたいんですけど、景観の届出が出されていて、これが違反しているんじゃないかっていう意見があった場合、一般市民からですね、その場合、どういった対応になるのでしょうか。

◎事務局

はい。会長、よろしいでしょうか。

今までの中では、そういう事例はないんですけども、私ども注意して、出来上がった建物とか見てはいるんですね。で、本来ならば、何かあればですね、先程の図のようにですね、違反だと思われるものがあれば、審議会にかけて、こういう事例があります、これに対して、私どもの見た感じ、それから調査では、こういう色を使っているっていうのを調査しまして、審議会にかけて、これに対してどうすればいいのかっていうのは、先程のこの裏の図面と同じような流れでやっていくようになります。ただし、先程も審議会の中からはというのは、条例を変えないといけないので、そこは研究しながらしないといけないなと考えております。

◎高村委員

あえて言いますけど、市庁舎が周辺に、景観の条例に合っているかというのは微妙なところだと思うんですけど、市民の方向何人から、これは景観に合っていないという意見が出された場合、この場合は。

◎事務局

私ども、基はと言えばこの千曲市景観計画が基なんですね。で、この中に、第6章の行為の制限に関する事項ということで、届出の中の部分に細かい数字とか、色の部分とか、そういう規定がございます。それを見て、チェックしながら、書類をですね、チェックしながらやっているところがございます。ですから、この計画の中の規定の中では、届出に対して不備はないと判断しております。それしかちょっと言いようがないんで。

◎会長

あの、これは前にも、何回目だったか。例えば今、事務局でそういうようなチェックをやりましたよ、といういくつかの例を出しながら、これはこんなふうにしてやりましていうのを一回、なんかの案件で皆さんに出してもらって、やられると、非常に分かりやすいんじゃないかなと思います。で、みんなオッケーですよっていう、一覧表だけでやるんじゃないかと、そのうちのいくつかを引っ張り出しながら、これはこういうようなチェックをして、チェックやられているわけだから、そういうやられた内容を皆さん方に提示するようなことも必要、全部やれっていうわけではなくて、いくつかを引っ張りだしてやったら、非常に分かりやすいんじゃないかなと思うんですね。

◎事務局

はい、そうですね。こういう案件についてはこうふうにやっていますという、全てをかけるとなると、毎週審議会を開かないとできなくなっちゃうんで、こういうふうにやっていますという事例は、この場に出せると思いますんで。

◎高村委員

議事録ちゃんと読んでいただきたいんですけど、前回の会議では、すぐにチェックリストを作って、これからすぐにやりますってことになってますんで、まあ、そのチェックリストがどういうチェックリストになっているかっていうのも審議会にかけられた方がいいと思うんですけど、そういったものを、ちゃんと議事録で、やるって言ったものはやっていただかないと、雑談になってしまいますんで、よろしくお願いします。

◎事務局

作成中ですので、作成できたところでご提示したいと思っています。以上です。

◎島田委員

この席で話すのは適切かどうかかわかんないんですけど、長野市あたりでは、景観コンテストみたいなのをやっていますね、ここの市庁舎がよかったよとか、ここの建物がどう

とかありますよね。そういう観点から言ってですね、白鳥園の建物はですね、議会で通ってやったからいいんかもしれないんですけど、私どもの仲間の中の話では、非常に評が変わるんですよね。景観と言う観点からね、こういうところで、例えば、こういうところがどうかは別として、そういう目線で見ることともどうかなっていう気がするんですよね。まあ、ここで審議する内容ではないかもしれませんが。

◎会長

うーん、そうですね。ただ、今私は、何も材料を持たないんで、何も言えませんが、どうしたらいいのかっていうのは。

◎高村委員

実施設計終わった段階で持ってこられても、30日前までに出されても、何も、色くらいしか言えないっていうのが現状で、まあ、民間はそれでしょうがないかもしれないんですけど、せめて、公共の市庁舎とか、これから駐車場ですとかごみ処理施設とか、結構大規模なものが出てくると思うんですけど、そういったものはやはり、基本段階で出していただかないと、たぶん今の実実施設計されているのも基本設計から動かさないと、色くらいしかできないと思いますので、せめて公共のものは、基本計画くらいからかけられる、説明されるほうが親切ではないかなと思いますけどね。

◎会長

そうですね。そういうものにしても、ここで議論ができるような状況をまず作らないと、それを今回、まず第一歩として作って、次回の時期の審議会では、それを基にしながら一歩先に進めると、そういうことが必要なんじゃないですかね。ここで、一気にできるわけではないんで。ただ、今みたいな大型の施設については、そのくらいのことをやりたいと、突拍子のないものがそこら中にできる可能性がありますよね。

うん。いっぺんに答えが出るわけではありませんけど、一応、今の意見も、次に繋げられるようにまとめ上げたいと思います。それで、また事務局と相談して、今日お話しただいた部分については、後戻りしないように、先に進められるような形にしていきたいと思いますんで、それは皆さん方にお伝えしようと思いますんで、よろしく願いいたします。

ということで、他によろしいでしょうか。なければ、4番その他で何かありますか。もう無ければ、私の方はこれを返します。

◎事務局

はい。それでは全体進行、竹内の方に戻していただきまして、進めさせていただきます。今、会長さんの方で、4番のその他のところまでやりましたので、大変申し訳ありません

けども、特段ないようでありますので、以上で、本日の日程は終了しました。これを持ちまして、第6回千曲市景観審議会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。